

帝京科学大学利益相反管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、帝京科学大学利益相反ポリシーに基づき、帝京科学大学（以下「本学」という。）の教職員等が産学官連携を含む社会貢献活動（以下「産学官連携活動等」という。）を推進するに当たり、利益相反管理を行い、かつ、教職員等の利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(利益相反管理の対象者)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる者（以下「教職員等」という。）について適用する。

- (1) 本学に雇用されている教職員（非常勤を除く。）
- (2) 本学の大学院生又は学生で、産学官連携活動等に参加している者

(利益相反管理の対象行為)

第3条 この規程に基づく利益相反の管理は、前条各号に規定する者が次の各号に掲げる行為を対象として行うものとする。

- (1) 学外に対して産学官連携活動等（企業等への兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合
- (2) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）又は便益（物品、設備、人員等）の供与若しくは株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く。）を得る場合
- (3) 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
- (4) 本学の学生等を社会貢献活動に従事させる場合
- (5) その他、次条に規定する委員会が対象とすることを認める場合

(利益相反委員会の設置)

第4条 利益相反を適正に管理し、利益相反に関する事項を審議するため、本学に利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組 織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 本学教職員
- (2) 学外の有識者
- (3) その他若干名

2 委員は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から学長が委嘱する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 利益相反による教育・研究に対する弊害を抑えるための施策の策定に関する
と
 - (2) 利益相反の管理のための調査に関すること
 - (3) 利益相反の審査及び回避要請（改善勧告等）に関すること
 - (4) 学長が諮問する事項
 - (5) その他、利益相反に係る必要事項
- 2 前項3号による審査は、当該利益相反の状況が本学として許容できるか否かについて判定する。

(議 事)

第7条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、審議する議案に関し、委員を招集して委員会を開催することが困難と判断した場合は、持ち回り委員会を開催することができる。

(審査申請等)

第8条 利益相反管理の審査を必要とする第2条に定める者は、利益相反に関する審査申請書等（別紙様式）を学長に申請する。なお、関係機関から申告書等の指定がある場合は、その様式で申請する。

- 2 学長は、前項の申告書を受理したときは、速やかに委員長にその審査を付議する。
- 3 委員会は、提出された利益相反に関する審査申請書等を秘密書類として保管管理する。

(審査結果及び審議結果の報告)

第9条 委員会は審査結果及び審議結果を学長に報告する。

- 2 学長は審査結果及び審議結果を第2条の対象者に通知する。

(不服申立)

第10条 第6条第3項の回避要請（改善勧告等）を受けた教職員等は、その要請に不服がある場合その根拠となる資料を添えて、学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は、前項の再審査請求を受けた場合、再審査の必要性を判断し、委員会に再審査を命ずるものとする。
- 3 委員会は、再審査の結果を学長に報告し、学長は最終決定を行い、再審査請求者へ通知を行う。

(研修等の実施)

第11条 委員会は、教職員等に対して、利益相反管理に関する研修等を行う。

(守秘義務)

第 1 2 条 委員会の委員及び担当事務職員は、職務上知り得た一切の情報を他に漏らし
てはならない。その任を解かれた後も同様とする。

2 第 7 条第 3 項の委員会に出席した者及び第 1 4 条の事務を行う者についても、前項
の規定を準用する。

(事 務)

第 1 3 条 この規程に関する事務は、総務課又は東京西事務室において処理する。

(雑 則)

第 1 4 条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理に関し必要な事項は、理事長
が定める。

(改 廃)

第 1 5 条 この規程の改廃は、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（帝京科総第 1 6 9 号 平成 3 0 年 3 月 7 日）

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（帝京科総第 1 8 0 号 令和 3 年 4 月 1 4 日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

帝京科学大学利益相反ポリシー

平成 22 年 12 月 15 日理事長決裁

1 目 的

帝京科学大学（以下「本学」という。）は建学の精神に基づき、人類の将来を正しく見据え、生命の尊厳を深く学び、自然と人間の共生に貢献できる人材を育成し、持続可能な社会の発展に寄与することを目的としている。

本学は研究成果を社会に公表、還元することにより、広く世界に発信し、人類の発展に寄与することを目指しており、専門の学術を深く研究して得られる研究業績については知的財産として、産学官連携活動を含む社会貢献活動（以下「産学官連携活動等」という。）を通じて社会に還元することで、産業の発展に貢献することを重要なものとしてとらえている。

産学官連携活動に伴い発生する利益相反を適切に管理し、透明性を保つことにより、本学の活動を適正かつ健全に促進するとともに、社会の理解と本学の信頼を保持する必要がある。

したがって、本学の教職員が公正かつ効率的な実務を行っていく上で、常に意識しなければならない姿勢とルールを利益相反ポリシーとして定めたものである。

2 利益相反管理の基本的な考え方

- (1) 本学は、産学官連携活動等を積極的に推進するとともに、教職員にそのような活動を奨励する。
- (2) 本学は、産学官連携活動等を公正かつ効率的に推進するために、利益相反を適切に管理するためにルールを整備する。
- (3) 本学及び教職員は、利益相反に関するルールを遵守するとともに、利益相反により、教育・研究機関としての公正性が疑われることのないよう留意する。
- (4) 本学は、産学官連携活動等の円滑な推進を図るために、産業界等学外に対しても、利益相反管理に関する理解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解決を図ることにより、産学官連携活動等を推進していく。

3 利益相反の定義

(1) 狭義の利益相反

教職員が産学官連携活動等に伴って得る利益と教育研究という大学における責任が衝突・相反している状態をいい、個人としての利益相反と大学組織としての利益相反がある。

(2) 責務相反

教職員が兼業活動により、企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行責任と企業に対する職務遂行責任が両立しない状態をいう。

4 利益相反への対応

本学は、教職員の利益相反行為の防止と、万一生じた利益相反行為の解決に対応するため、利益相反管理体制を構築する。

5 利益相反管理体制

(1) 利益相反委員会

利益相反に関する事項の審議などを行うため、帝京科学大学利益相反委員会（以下「利益相反委員会」という）を設置する。委員会は法令、本学の諸規程、本ポリシー等に基づき、利益相反に関する審議を行う。

6 利益相反の対象者

本ポリシーにおいて、対象となる教職員は、次の者をいう。

(1) 本学に雇用されている教職員（非常勤を除く。）

(2) 本学の大学院生又は学生で、産学官連携活動等に参加している者

7 利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申立て

(1) 利益相反委員会は教職員からの開示情報に基づき、利益相反状況を審査し、問題の有無を決定する。

(2) 問題の発生が懸念される時は、当該教職員への事情聴取を行い、改善を要する場合はその旨改善勧告を行う。

(3) ここでの審査に不服がある場合は、再度、利益相反委員会に審議を求めることができる。委員会は再度審議を行い、学長が決定し、この決定に従わせる。

8 教職員への啓発

利益相反問題に関する意識向上のため、教職員に対し専門家による研修を実施する。

9 自己申告

教職員は利益相反委員会が定める書式に従い、必要に応じ利益相反の状況の判断に必要な情報を報告しなければならない。

10 見直しの実施

国内外の経済社会情勢の変化、産学官連携活動等の態様の変化、利益相反問題の事例状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを行う。

研究に係る利益相反審査申請書

申請日 年 月 日

帝京科学大学 学長 殿

申請者 所属
職 名
氏 名

利益相反管理規程を遵守の上、研究に係る利益相反について審査を申請します。

研究課題※			
カテゴリ		関連企業・団体	

※奨学寄附金の場合は、記入不要

■添付書類

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

以 上

研究に係る利益相反チェックシート

所属			職位	
氏名			電話番号	
			メールアドレス	
研究課題※				
カテゴリ			関連企業・団体	
申告区分	☐ 研究代表者		☐ 研究分担者	
研究期間	年 月 日		～	年 月 日
「人を対象とする研究倫理審査委員会」への申請予定			☐ 有 / ☐ 無	

※奨学寄附金の場合は、記入不要

上記の研究（以下、本研究という。）と関係する可能性のある次の項目について回答してください。

1)	本研究と関連する企業・団体における外部活動はありますか（診療活動を除く）	☐ 有 / ☐ 無
※外部活動：企業・団体の役員・顧問、コンサルタント、非常勤職員など		
※対象：申告者本人、生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子供）		
2)	本研究と関連する企業・団体から合計金額100万円（年間）を超える収入がありますか	☐ 有 / ☐ 無
※収入：報酬・給与、原稿料、ロイヤリティ、講演謝礼等（診療報酬を除く）		
※対象：申告者本人、生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子供）		
※申告日から起算して1年間の活動・報酬について記載		
3)	本研究と関連する企業・団体との受入合計金額200万円（年間）を超える産学連携活動がありますか	☐ 有 / ☐ 無
4)	機器等物品の提供はありますか	☐ 有 / ☐ 無
5)	本研究に関連する企業・団体のエクイティがありますか	☐ 有 / ☐ 無
※エクイティ：株式（公開・非公開）、出資金、ストックオプション、受益権等		
※対象：申告者本人、生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子供）		
6)	本研究期間中に上記1～5の状況が発生する可能性はありますか	☐ 有 / ☐ 無

(1)～(6)で、一つでも「有」がある場合は、自己申告書も併せて提出してください。

当該研究に係る利益相反状況について、上記のとおり報告します。

研究に係る利益相反自己申告書

所属		職位	
氏名		電話番号	
		メールアドレス	
研究課題※			
カテゴリ		関連企業・団体	
申告区分	☐ 研究代表者		☐ 研究分担者

※奨学寄附金の場合は、記入不要

1) 本研究と関連する企業・団体における外部活動（診療活動を除く）

■ 申告者本人

企業・団体名			
活動内容			
役割		活動時間	時間／月

■ 申告者の家族

企業・団体名			
活動内容			
役割		活動時間	時間／月

2) 本研究と関連する企業・団体からの収入

■ 申告者本人

企業・団体名			
報酬・給与	万円／年	ロイヤリティ	万円／年
原稿料	万円／年	講演等	万円／年

■ 申告者の家族

企業・団体名			
報酬・給与	万円／年	ロイヤリティ	万円／年
原稿料	万円／年	講演等	万円／年

3) 本研究と関連する企業・団体との産学連携活動

企業・団体名			
活動内容			
授受金額	万円／年		

4) 提供される機器等物品

品名				
メーカー		型番		
金額（税込）		万円	数量	

品名				
メーカー		型番		
金額（税込）		万円	数量	

品名				
メーカー		型番		
金額（税込）		万円	数量	

5) 本研究と関連する企業とのエクイティ

企業名		エクイティの種類	
企業名		エクイティの種類	

6) 研究説明書・同意書等への利益相反状況に関する記載

○ 有 / ○ 無

当該研究に係る利益相反状況について、上記のとおり報告します。

申告日 年 月 日

氏 名

※個人情報の保護には十分留意いたします。利益相反管理規程第12条の規定により、利益相反委員会委員及び事務担当者は、この申告書により知り得た情報について、守秘義務を課せられております。

研究に係る利益相反審査報告書 兼 通知書

報告日 年 月 日

帝京科学大学 学長 殿

報告者 利益相反委員会
委員長

⑩

審査付議された利益相反状況について、審査結果及び審議結果を次のとおり報告します。

申請者	所 属			職 位	
	氏 名				
研究課題※					
カテゴリ			関連企業・団体		

※奨学寄附金の場合は、記入不要

要約・意見

殿

通知日：

帝京科学大学 学長

冲永 莊八 (公印省略)